

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

もくじ

スウェーデン社会と子供たち…………… p 2～4

代田 義勝

盛会だった「企業・経営分析講座」…………… p 5

永井 和彦

日経連の「資料集—国際社会における…………… p 6～7

— 責任ある企業行動のために—」を読んで

第6回日独労働問題共同セミナー参加速報

たたかう労働者の心はひとつを感じ、勇気はわき

感動的でした…………… p 8～9

駒田 富枝

そろって勝ち取った職場復帰…………… p 10～12

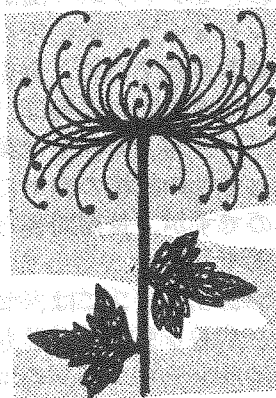
渥美 玲子

東海地方の経済指標…………… p 13

お尋ねにお答えします「潜在的な失業者を含めると

10.4%」の根拠は…………… p 14～15

研究所便り…………… p 16



● 第92号

○ 2001年9月15日

愛知労働問題研究所



スウェーデン社会と子供たち

代 田 義 勝

1 はじめに

私は、2000年4月より2001年3月までスウェーデンに留学の機会を得ました。私の専門領域は、労務管理論で、スウェーデン企業の労務管理を研究していますが、労務管理は別の機会があればそこで報告することとして、この雑文では、スウェーデン社会と子供たちとの関係について、私たちがスウェーデンで暮らし、子供を学校に通わせ、病気の時にお医者さんのもとへ連れていくことなどを通じて、感じたことをお話ししたいと思います。

最初に、スウェーデンの地方都市について具体的なイメージを持っていただくために、私たち家族が過ごした町について簡単に紹介いたします。

2 リンショーピンという町

私ども一家が1年間過ごしたところは、首都のストックホルムから、列車で2時間ほど南西に下ったところに位置する、リンショーピンという都市です。市の人口は約14万人で、ストックホルムやイエーテボリのような、巨大都市よりはずっと小さいのですが、国全体の人口が約890万人というスウェーデンでは、大きい都市の1つといえます。

町の中心はセントラムといわれ、そこには市役所はもちろん、市の主要な施設、ホテル、銀行、デパート、その他多くの商業施設などが集まっています。とくに、セントラムの中心には、リラ・トーリエット（小広場）、トレードゴード・トーリエット（公園広場）、ストーラ・トーリエット（大広場）という三つの大きな広場があり、この三つの広場とこれらをつなぐガータン（通り）が最も賑わいを見せています。

このセントラムにも、多くのレーゲンハート（アパート）がありますが、多くの市民は、郊外の住宅地に住んでいます。郊外がいいのは、セントラムに比べてより広くて安いアパートが借りられるからです。では郊外は不便かというと、そんなことはありません。

郊外の各住宅地には病院や歯科医院、スーパー・マーケット、図書館などが揃っていて、わざわざセントラムへ出かけなくとも、生活に困ることはありません。また、セントラムやリンショーピン駅に行くのにも、バスなどの公共交通機関や、自転車道のネットがきちんと整備されていて、全く不便がありません。

公共交通機関の充実は、リンショーピンに限ったことではなく、スウェーデンで私が訪れた、ほとんどの都市で実感されました。はじめてリンショーピンの駅に降り立ったとき、どうしてこの規模の都市でこれだけひっきりなしにバスが発着しているのかと不思議に思ったのですが、長期間暮らしてみるとバスがまさに市民の足になっていることがよく理解できます。

リンショーピンには、セントラム、郊外の住宅地のほかに、事業所・工場地区、大学地区などがあります。大学も郊外にあり、セントラムからバスで10分ほどです。産業では、モバイル・テレフォンのエリクソンや航空機のサーブなどがあります。

そして、リンショーピンの三大雇用吸収先は、コミュン（市）、大学、エリクソンとなっています。コミュンに勤めているということは、市の職員ということですし、大学も国

の管轄ですから公務員、手元に数字がないので比率は示せませんが、この町では公務員の割合がかなり高くなっているはずです。

3 教育

さて、このような町に私たち家族は、1年間暮らしたのですが、小学校ではどのような方針で、どのような教育が行われているかを見ることも、大きな関心の1つでした。

私の家族は、妻と息子と娘、そして私の計四人です。息子は十歳、娘は五歳で渡瑞ということになりましたので、日本の学年でいえば小学校五年生と幼稚園の年長の時期を、スウェーデンで過ごしました。渡瑞前にスウェーデンの小学校については、川上邦夫氏の『父と子が体験したスウェーデンの小学校シュルク・スクーラン1年生』や、スウェーデン研究会での杉山氏の報告などで、ある程度イメージを得ることができて助かりましたが、実際に子供たちを通わせてみると、いろいろな発見がありました。

当初は、息子は居住地区の小学校に、娘はやはり居住地区の幼稚園に通わせるつもりでした。そこで、地区の小学校に出向くと校長が直接対応してくれました。私たちは、この小学校に入りたいこと、スウェーデン語を学ばせたいこと、1年しかいないことなど、私たちの希望と状況を校長に伝えますと、校長はしばらく考えた後に、「大事なはこの子にとってのベストな教育は何かということだと思います。」といい、インターナショナル・スクールがあることを教えてくれ、そこに行くことを勧められました。

彼女は、その場でインターナショナル・スクールの校長に電話を入れ、アポイントメントを取ってくれました。この後、インターナショナル・スクールの校長、そしてインターナショナル・クラスの担任の先生と面接し、息子は学校に通いだしました。インターナショナル・スクールの校長にも「この子にとってベストな教育を行う」と自信をもって言ってもらい感銘を受けたことを覚えています。

スウェーデンでは、子供を小学校に通わせるのに、ほとんどお金がかかりません。息子のクラスは、郊外の住宅地の地区小学校に併設されていましたから、家からはバスで通わなければなりませんでした。このバス代はすべてコミューンが負担してくれました。給食はそれこそバイキング方式で、毎日たっぷり提供されるのですが、これも無料。教科書こそ貸与ですが、ノート、書き込み式の練習帳、図工で使う材料費、消しゴム、鉛筆に至るまですべて無料でした。お金を持っていったのは、夏休みに入る直前に学校で旅行に出かけたときの、バスの負担金20クロノーノル（1クローナ=約13円）だけだったと記憶しています。

小学校の授業は、国際学級ということもあって、授業時間の7割近くがスウェーデン語です。その他に、算数、体育、音楽、図工、ドラマなどの科目があったようです。ドラマというのは、日本ではこれに当たるものはないのですが、他人の立場に立ってものを考えられるようになるための授業だそうです。

宿題は、担任の先生によって多く出すタイプと、あまり出さないタイプがあるようですが、息子の場合、夏休み明けの新学期に担任の先生が替わると、ほとんど毎日宿題が出され、テストも毎週のようにあったようです。でもこれが功を奏したようで、急速にスウェーデン語の力をつけていきました。宿題についていえば、日本との決定的な違いは、ウィーク・デイにはしっかり宿題を出す先生も、金曜日には絶対に宿題を出さなかったことです。スウェーデンの小学校は、日本よりずっと休みが多く夏休みと冬休み（クリスマス休

みと言います)以外にも秋休み、スポーツ休みなどがありますが、この間も宿題は出されませんでした。

息子の事例によって、スウェーデンの小学校教育の全体を語ることは、できませんし、誤りです。しかし、個別の事例は、具体的な教育の実態を伝えることには役立ちます。校長自らが子供本人とその父母とに会い、その子にとって最も良い教育とは何かを考え、現場の担任の先生がそれを具体化していく。しかも、家庭には経済的な負担を一切かけないで、この教育の営みに私なりのスウェーデンらしさを感じたのですが、それは誤りでしょうか。

4 医療

子供の医療も大きな関心の1つでした。教育同様医療についても、子供は社会から多大な恩恵を受けています。小、中、高などの初等・中等教育はコミュン(市)の守備範囲ですが、医療は歯科医療も含めてランズティング(県)の管轄になります。住民登録をすると、氏名とパーソナル・ナンバーが打ち出された医療カードが郵送されてきて、医療サービスを受けるときは、このカードによって事務処理がなされます。

病気になると、まず、居住地区の医療センターに行きます。そこには地区医師と呼ばれる、特に専門を限定しないお医者さんがいて診療に当たってくれます。専門医療が必要な患者に対しては、大学病院などに連絡をとってくれます。子供の場合、地区の医療センターおよび大学病院などの高等医療機関での診療・入院費は無料です。しかし、薬代については一定額まで有料で、一定額を超えると無料になります。歯科医療も診療費は無料です。

妻は、娘を虫歯治療のために何度か地区の歯科医療センターに連れていきましたが、麻酔注射の前に、刺したときの針の痛みが和らぐよう事前にクリームを塗って処置をするのを見て驚いていました。また、大学病院では、子供のプレイルームはもちろん、子供の相手をしてくれる、スタッフさえ揃えているところもありました。医療費の問題だけでなく、子供の心身の痛みに対するきめ細かな配慮がなされています。

5 おわりに

リンショーピンの町のスケッチの中で、バスが町の規模からは想像できないほど頻繁に発着していると述べた。スウェーデンを評するときに、小国(人口規模が少ない国)だから福祉国家が実現できる、という言い方がされることがあります。

大国(人口規模が大きい国)ではそうはいかないというわけです。しかし、私の持った印象は、全く逆で、小国なのに、よく社会がこれだけ回っていくものだ(大国ならやり方次第でできないわけがない)、というものでした。これは、公共交通機関サービスだけではなく、教育サービスでも医療サービスでも、全く同じ印象を持ちました。

そして、この社会の仕組みの上にといいましょうか、故にといいましょうか、スウェーデン社会は、徹底して子供に優しい社会であると実感しました。親が子に優しいのは当たり前ですが、社会が子供に優しいのです。子供たちが社会からどう遇されるかは、次の社会の構築に大きな影響を与えます。日本も子供たちに優しい社会にしたいものです。

(しろた・よしかつ/ 市邨学園短期大学・当研究所所員)

盛会だった「企業・経営分析講座」

愛労連と愛知労働問題研究所・経営分析部会が共同で準備してきた、「働く人のための企業・経営分析講座」は、第1回目は8月26日に開催され、39名が参加し、大きく成功しました。

経営分析の基礎として講演した名城大学の谷江先生は、「企業の財務を押さえるには損益計算書、貸借対照表などの財務諸表をまずおさえることがベースになる。新会計制度になって、連結決算とマネーフローを重視する経営に移行しつつあって、企業は長期的な見通しに立った経営からアメリカ的な当座の利益を重視する姿勢に変わってきている。その中で人件費の削減は好・不況とは無関係に一貫して追及するテーマになってきた。大企業は長期不況の中でも内部留保を積み増している。この分析も大きなポイント。連結経営分析の視点として、①コスト削減、②情報・通信技術の導入、③海外生産ヘシフト、④従業員のリストラ」をあげました。

谷江先生の講演の後、職場報告としてJMIUの大平書記長から、「油圧機器の中堅メーカー内田油圧機がドイツのロバートボッシュの傘下に入った。99年6月には74%の株式を買い取られて、培ってきた高度な技術が完全にドイツ資本に移ることになった。労働組合が少数派に追い込まれていく中で既得権が次々に奪われた。長期不況のもとで売上高は最高時の70%に落ち込み、経常利益は17億円の赤字となった。外資系で働く条件を守る闘いが試されている」と発言。

医労連の稲葉書記長からは、厚生労働省の医療制で改悪の方針にそって、今病院で何が起きているか。具体的な数字をもとに解説がされました。入院患者一人当たりの床面積を広くするという新基準になって病院の新築等の競争が始まっており、財力のある病院が生き残り、小病院は統廃合されていく。一応患者負担と医療労働者の長時間労働によって病院の経営がなされている。看護婦一人当たりの患者数はついに韓国にも追い越されて先進国で最悪となった。医療ミスは起こるべくして起きざるを得ない。労働組合は「職場政策」をもった運動を重視しているとして、①社会保障改悪反対の連動、②患者・住民要求をとりあげる、③経営実態の分析などを取り組んでいるとの報告がありました。

参加者からの感想の主なものを紹介します。

- 賃金、リストラ問題を団交等で協議する場合に、経営状況をきちんと把握してのぞむのか、そうでないかでは大きな違いが出てくることを実感しました。ディスクロージャー誌等（有価証券報告書を含めた形で）を参考にして改めて、経営状況を見てみたいと思います。
- 内部留保で退職手当引当金は減少しているが、毎年適格退職年金過去勤務費用を毎年計上している。これを少し説明してほしい。
- 企業分析講座に初めて参加して内容がボンヤリと頭にはいったようです。今日から資料などをよく読んで学習しようと思います。
- 団交で決算の報告を受けるのですが、なかなかわからず以前から学習をしたいと思っていました。今日は銀行の決算書をみながら話を伺いました。少し見方がわかった気がします。表面に出ている数字にまよわされることなく内容がよくわかるようになりたいと思います。今後よろしく。

この講座に参加したのは、全国一般9名、JMIU4名、銀産労4名、医労連2名、建交労2名、西三南労連1名、全印総連1名、事務局1名、労問研1名、トヨタ自動車2名、新日鉄2名、住軽金2名、アイシン精機1名、大同特殊鋼1名、三菱重工1名、中部電力1名、三菱自動車1名、トーエネック1名、トヨタ車体1名、愛知時計1名の仲間でした。第2回は9月8日、第3回は9月15日です。（永井 和彦）

日経連の『資料集－国際社会における責任ある企業行動のために－』を読んで

このほど、日経連の国際部が『資料集－国際社会における責任ある企業行動のために－』を刊行したことが「日経連タイムズ」でみた。研究所は早速とりよせた。

その「資料集」（134頁）に掲載されているものは、「ILO宣言と基本8条約」「企業行動に関する指針」「企業行動規範について」、および「参考 その他の企業行動に関するイニシアティブと事例」からなっている。

この「資料集」の「はじめに(解説)」に、こう書いている。「グローバル化が進展し、貿易の自由化や海外投資の拡大といった形で企業活動が国境を超えて活発に行われるようになった」。この「グローバル化から生じる経済発展の恩恵を公平に分配するための前提条件として」、「4つの基本的原則・権利（結社の自由と団体交渉、差別禁止、強制労働の廃止、児童労働の廃止）」「基本8条約」は、「先進国・途上国を問わず普遍的に守るべきだ」という国際的なコンセンサスである、という。

そういう意味からも、日経連は、「ILO宣言と基本8条約」をまず紹介している。その内容は、「労働における基本的原則及び権利に関するILOの宣言」とその付属書「宣言のフォローアップ」、および、「結社の自由及び団結権の保護に関する条約」（第87号）「強制労働に関する条約」（第29号）「強制労働の廃止に関する条約」（第105号）「就業の最低年齢に関する条約」（第138号）「最悪の形態の児童労働の禁止と廃絶のための即時行動に関する条約」（第182号）「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」（第100号）「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」（第111号）の「基本8条約」、さらに、「ILO加盟国基本8条約批准状況（2001年5月現在）」が付加して、収載されている。

「企業行動に関する指針」では、「多国籍企業及び社会政策に関する原則とILO三者宣言（2000年改訂）」「OECD多国籍企業行動指針、OECD理事会決（2000年改定）」、「国連「グローバル・コンパクト」（1999年）」「日本在外企業協会「海外投資行動指針」（1987年）」「経団連「企業行動憲章」（1996年）」が収載されている。

「企業行動規範について」は、「企業行動規範に関する日経連の見解」「企業行動規範に関するIOE（国際使用者連盟）の見解」、さらに「労組によるモデル行動規範例」として、IMF-JC（日本金属労協）、IMF（国際金属労連）、ICFTU-APRO（国際自由労連アジア太平洋地域組織）が示した「企業行動規範」が、収載されている。

参考として、「その他の企業行動に関するイニシアティブと事例」として7例が収載されている。

ところで、日経連（資料集）は、「労働の分野では、ILO宣言が今や国際社会での普遍的な価値観を示すものとなったことは間違いない」という。ILO宣言であげ

ている「4つの基本原則・権利」、つまり「基本8条約」のうち、105号、111号を除けば、日本国は批准している（アメリカに至っては、105号、182号以外は批准していない）。しかし、問題は、ILO条約の数は184、そのうち日本は45しか批准していない、批准後進国である（OECD諸国の平均批准数67）。

「基本8条約」に限定して、「普遍的な国際コンセンサス」を守っているかのようないい方には、大きな不満を表明したくなる。「強制労働の禁止」「結社の自由」

「差別からの自由」は、「基本的社会権」として重視されるのは当然であるし、これらを批准するのもまた当然なことである。だが、「結社の自由」（87号条約）をとってみても、当時の国鉄労組など官公労働組合が、8年にわたるILOへの提訴をはじめ「団結権回復の権利闘争（ILO闘争）」の結果、1965年ようやく批准させたものであったという事実を忘れてはならない。しかし、その批准と引き替えに、公務員法など関係国内法は便乗改悪され、「団結権」は一定容認したかわりに。時間内組合活動・役員の専従・交渉などにたいするさまざまな規制。管理職の範囲の拡大などで、団結権を拡充するというより、侵害されたという事実をみなければならない。

しかも、ILO条約は、「基本社会権」のみならず、「雇用、社会政策、労働行政」「賃金、労働条件、安全衛生、社会保障、女性」などに関する数多くの条約がILO総会で成立している。しかし、その多くは、日本国の代表（三者構成）である、政府と使用者代表は、反対の立場をとってきたという事実も忘れてはならない。とくに、第1号条約「労働時間（工業・8時間労働制）」についてはいまだ批准しないばかりか、週休・有給休暇に関する条約も批准しないままである。日本は、世界に「生活大国」をめざし「1800労働時間」達成を公約したにもかかわらず、10年近くたったが未達成である。このことは、関係条約未批准と大いにかかりあっているであろう。

いずれにしても、日本の「多国籍企業」が、国際的に企業活動を展開するために、「企業は、雇用や富の創出を通じて社会に貢献しているが、その行動に対しても社会的責任を問われるようになってきた。グローバル化の進展により、特に海外投資を行う企業（いわゆる多国籍企業）の存在感は増しており、グローバル化の影の側面に対する批判や抵抗感の矛先が企業に向けられることも多くなってきた。企業としては、国際的に共有されている普遍的な価値観を理解し、それを尊重することがますます必要となっている。」（「資料集・はじめに」）という。

「普遍的な価値観」を理解するというならば、それは海外にだけ顔を向けるのではなく、日本が「ルールなき資本主義」だという、労働者と労働組合からのきびしく批判の矢面に立っている、日経連と「多国籍企業」こそが、その「普遍的な価値観」のすべて、つまり、国際的労働基準（ILO条約と勧告）をすみやかに批准し、国内法を整備し、遵守し、「ルールのある資本主義」にすることこそが、日経連と「多国籍企業」の責務ではないか。

日経連は、「資料集」に、「なぜ、ILO条約の批准に反対しているのか」という「解説」をぜひつけ加える必要があるのではないかと。世界の国々からの批判をおそれずに……。

(K・I)



たかう労働者の心はひとつを感じ、 勇気はわき感動的でした

駒田 富枝

私たち6名は、9月2日に関西空港をたってパリで乗り換え、ドイツの小雨降るブレーメンに到着したのは夜半でした。

空港に出迎えてくださったブレーメン大学のヘイゼラー先生の暖かい笑顔を見つけて握手、心の中は「とうとうドイツへ来てしまった」、明日からの緊張感が走ります。そしてホテルに到着、そこで猿田先生夫妻（久しぶりの再会で嬉しい）、藤吉さん、通訳の布施さんと合流し、翌日からの報告、交流の打ち合わせを終えて、ほっと一息です。

ホテルから、セミナー会場（ブレーメン大学労働問題研究所、歴史を感じさせる建物）までは、住宅地を歩いて5分くらいで、ヘイゼラー先生はじめ、各分野の先生がまちかまえていて、「まず、コーヒーを飲むときから交流は始まる」と、ユーモアたっぷりに挨拶、そのご各分野の報告が始まりました。

日本の企業が「ルールなき資本主義」をふりかざし、傍若無人に労働者に攻撃を展開してきている実態があかるみになると、ゆったりとした雰囲気が一変し、ドイツの研究者たちから「オー！」「人権無視！」などと声があがりました。

たたかいが労働者側に有利に動くと、机を拳でトントンとたたいて激励するなど、全身で受け止めている姿が印象的でした。

日程は、9月3日～4日ブレーメン大学で、日独労働問題共同セミナー

9月5日 シュトゥツガルト、ダイムラークライスラー工場見学
および同工場の経営評議会と懇談。

9月6日 フランクフルト、IGメタル労組と懇談

9月7日 フランス、ボルドー地区協議会と懇談、交流など

ドイツ側の努力もあって、シュトゥツガルト、フランクフルトでの日本側の懇談希望がすべて受け入れられ、時間刻みに移動し、懇談が続きました。いずれも友好的で、非常に有意義な交流となりました。

どこにいても、世界的規模での経済のグローバル化について、懇談、交流の中では、討議が続きました。

ダイムラーによる三菱自動車のリストラと、大江工場の閉鎖問題では、日産とルノ

一の提携後の状況と対比させながら、懇談には迫力があり、説得力がありました。

いかに、日本の大企業が「高度の技術をもった労働者をボロボロになるまで働かせ、働く誇りまで奪い取り、最後には切り捨てる」やり方なのか。

それと比べて、ドイツやフランスでは、なが年のたたかひの蓄積による、「経営評議会」などの役割が、労働者にとってお大きなよりどころになっていることも、労働組合の強さのひとつなのだと思います。

最後の夜、フランスのボルドー地区協議会の交流は、労働者同士わからないフランス語、日本語で身振り手振りで熱く語り合い、腕を組み、労働歌をうたい（なぜか、周りのお客さんも自主的に参加）、たたかう労働者の心はひとつを感じ、勇気はわき感動的でした。

第6回日独労働問題共同セミナー(プレーメン)日本側参加者名簿

団長	大木 一訓	労働総研代表理事・愛知労問研理事、日本福祉大教授
団員	藤吉 信博	労働総研事務局
同	田中 秀幸	労働総研会員・元日立争議団
同	若月 忠夫	トヨタ自動車労働者、愛知労問研会員
同	駒田 富枝	愛知労問研理事・元自治労連愛知県本部副委員長
同	伊藤 啓子	京都在住・愛知労問研会員、元全労連婦人部副部長
同	見崎 徳弘	愛労連議長
同	猿田 正機	愛知労問研所長・中京大教授、スウェーデン留学帰路合流
通訳	布施 恵介	全労連事務局員（第5回日独セミナー・名古屋でも通訳）

【報告テーマ】

大木 一訓・大企業の資本蓄積方式の転換と労務管理の変容

藤吉 信博・日本における「IT革命」の実態

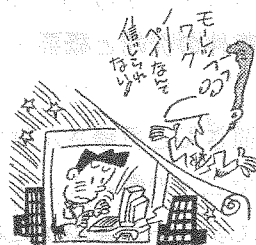
猿田 正機・日本の労働市場の変化

駒田／伊藤・日本における女性労働、パート労働の実態

見崎 徳弘・ダイムラーによる三菱自動車のリストラと大江工場閉鎖問題

若月 忠夫・IT革命下のトヨタにおける生産ライン

田中 秀幸・日本における労働時間のたたかいとその今日的課題



『所報』87号（2001年1月15日号）で、総合商社ニチメン名古屋支社の女性社員2人たたかいを紹介したところです。

そのご、本年4月に石原さん、7月に伊藤さんが、あいついで元の職場に復帰しました。9月4日の夜、「ニチメンの伊藤さん・石原さんの職場復帰を祝う会」がひらかれました。

祝う会で、伊藤さんは「1年前のことを思うと夢のようです」とのべ、石原さんは「多くの人と手をつないでやればこわいものはない」と喜びをのべていました。「ニチメンの伊藤さん・石原さんを早く職場に戻す会」（2000年11月結成）の渡邊城次会長は「第一段階での勝利の喜びを分かち合いたい。今日をリストラに立ち向かい、働く権利を守るたたかいの出発点に」しようと訴えていました。また、弁護団の渥美玲子弁護士からは、早期の勝因について報告されました。

ここでは、ニチメンのたたかいの勝利の内容を知っていただくとともに、職場でのたたかいに役立てていただきたいと考え、『東海労弁通信』No.66に掲載された、渥美玲子弁護士の「事件報告」を、渥美先生の了解を得て紹介させていただきますことにしました。



そろって勝ち取った職場復帰

渥美 玲子

1 はじめに

総合商社ニチメンの女性労働者が自宅待機命令を受けたが、約1年ぶりに職場に戻ることができた、という嬉しい報告。

2 事件の発端と概要

石原さんと伊藤さんはすでに30年近くニチメンに働き続けていたが、2000年3月31日付で二人の働いていた名古屋支社が廃止されることになった。1月31日突是労組に対してリストラ案が示され、その対象者は男性25人のうち4人であるのに対し、女性は19人のうち14人という数字であった。そして会社は女性に対して次々と転籍と退職

を迫ったのである。

石原さんたちは、そもそも名古屋支社廃止の必要性がないこと、リストラ案は女性差別であると主張して転籍や退職強要に応じなかったところ、会社は3月27日付で2人に東京への配転命令の内示を出してきた。2人は直ちに拒否したが、このままでは業務命令違反を理由とする解雇の危険性があったので、2人は3月28日付で地位保全及び解雇禁止の仮処分命令の申立てをした。すると会社は4月1日付で転勤命令を取り消すとともに自宅待機命令を出してきたのである。これには正直弁護士もビックリしたが、4月7日、直ちに申請の趣旨を「自宅待機命令の効力停止の仮処分」に変更して対応した。

3 争点

石原さんたちは、名古屋支社廃止の必要性がないこと、自宅待機命令には合理的な必要性がないことなどから、命令は無効であると主張した。

ところが会社は、実は4月1日の命令は自宅待機命令ではなく、スキルアップのため自宅で研修することを命じたものであると主張してきた。会社のいうスキルアップとは、2人に新たな職場を見つけるためには英会話能力や貿易実務能力などを磨いて昇格要件を満たすことが必要であるということなのである。

また自宅研修だから労働時間監理は労働者に委ねるという。この会社の主張にまたビックリした。

石原さんたちは、そもそも自宅での研修が業務内容とすることは労働契約の範囲から外れている、昇格要件を満たすことは労働者の義務ではない、名古屋出張所は2人の職場は存在しているなどと反論した。

この自宅待機命令のように、本来の業務とは到底言えない作業を「業務」として扱い、労働者を本来の業務から外す手法はかつての国労の人活センターや「窓際族」の変形バージョンである。労働者から働く喜びや誇りを奪い、精神的苦痛を徹底的に与えて、退職に追い込むやり方は、日本では蔓延していると言えよう。

だからこのようなニチメンのやり方は決して許してはならないのである。

4 裁判官の発言

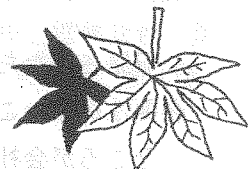
2000年9月頃、担当裁判官は審尋の席上、「研修が大変だとしても2人は解雇された訳ではなく賃金も貰っているだけましではないか。僕も給料を貰って勉強したい位だ」と言い、そして「2人が職場に戻るためには5等星か6等星位の光はある。それは職場が忙しくなって2人の力が必要になったとき、あるいは今働いているひとが病

気などで欠員になったときである」という意見を述べるに至った。

今や日本にはリストラが蔓延していて、政府がこれを奨励するというご時世である。裁判所自身が、整理解雇4要件をなし崩しにしている時代である。しかし、何ら責任もないのに仕事を与えられず苦しんでいる労働者を前にこのような発言をしたことに対して、弁護団は驚きを隠せなかった。また石原さんと伊藤さんの2人はうっすらと涙を浮かべていた。

裁判官は2人を励ましたつもりで発言したのかも知れない。しかし、それは、結局、仮処分申請は却下するという結論を暗示したものだだった。

この発言を受けて、弁護団は、仮処分申請を取り下げて本訴（自宅待機命令無効確認ないし慰謝料請求）に持っていくか、あるいは和解で解決するかという選択を迫られた。しかしいずれにしろ、裁判手続だけでは2人は職場に戻ることはできないことがはっきりした。



5 和解へ

2000年11月29日「伊藤さんと石原さんを早く職場に戻す会」が結成された。その後、戻す会と協議しながら和解を煮詰めた。ただ、会社の要求する和解案はあくまでも自宅研修を認めることを前提にしていたため、そのような和解を成立させることに対して疑問の声があり、弁護団内部でも意見が分かれた。

しかし結局、2001年1月30日、和解が成立した。早期に2人を職場に戻すことを骨子とするが、あくまで職場が見つかるまでの自宅研修中の状態に対応するものであって、いわば中間的暫定的なものにしか過ぎない。2人を職場に戻すには、文字どおり運動の力しかなかった。しかもニチメンは将来持株会社になることが予想されていたため本当に職場復帰が可能なのか大きな不安があった。

6 職場復帰

2001年4月1日をもって石原さん名古屋出張所に富貴になった。そして7月1日伊藤さんが同じく名古屋出張所に復帰した。

2人の職場復帰は何よりも運動の成果である。労働運動の低迷が指摘されて久しいが、この事件は頑張ればできることを如実に示した。

（弁護団は、渥美玲子、西尾弘美、原山恵子、高木輝雄、中谷雄二）

（あつみ・れいこ／弁護士・金山法律事務所、愛知労働問題研究所女性労働部会会員）

東海地方の主な経済指標 (6・7・8月) カッコ内の数字は前月・年比、%、ポイント

	(6 月)	(7 月)	(8 月)
トヨタ生産計画 (日当たり、当社調べ) (△はマイナス)	6月=14,190台 (0.2) 7月=14,000台 (△0.9) 8月=14,399台 (5.7) 1-8月=2,263,601台 (0.4)	7月=14,227台 (0.7) 8月=14,611台 (7.3) 9月=14,900台 (8.8) 1-9月=2,571,027 (1.7)	8月=14,389台 (5.6) 9月=15,026台 (9.8) 10月=13,702台 (△4.3) 1-10月=2,886,960台 (1.1)
百貨店販売 (名古屋市内 5店当社調べ)	5月 35,640百万円 (0.5) *3ヶ月ぶりにプラス	6月 34,270百万円 (3.7) *2ヶ月連続プラス	7月 48,390百万円 (△0.4) *3ヶ月ぶりにマイナス
工作機械受注高 (中部9社経済産業局調べ)	4月 30,158百万円 (24.5) *13ヶ月連続プラス	5月 24,874百万円 (△2.0) *14ヶ月ぶりにマイナス	6月 26,194百万円 (△5.7) *2ヶ月連続マイナス
新設住宅着工件数 (東海4県国土交通省調べ)	4月 12,477件 (0.8)	5月 13,100件 (5.1) *4ヶ月連続プラス	6月 11,377件 (△13.7) *5ヶ月ぶりにマイナス
ホテル稼働率 (名古屋市内 16ホテル平均、当社調べ)	5月 75.5% (△0.7)	6月	7月 73.9% (2.6) *7ヶ月ぶりに上昇
鉱工業生産指数 経済産業局管内5県・95年100	4月 108.9 (1.8)	5月 99.6 (△0.9)	6月 106.9 (1.3)
倒産件数 東海3県・帝国データバンク 調べ・負債千万円以上	5月 158件 (+39件) 負債総額36,680百万円 (△9.9)	6月 132件 (+12件) 負債総額25,751百万円 (△57.1) 1-6月749件 (+12件) 負債総額199,671百万円 (△2.4)	7月 124件 (+6件) 負債総額23,080百万円 (△69.6)
有効求人倍率 (愛知県)	4月 0.84 (前月比0.4)	5月 0.83 (前月比△0.01)	6月 0.81 (前月比△0.02)
貿易 (名古屋税関管内)	4月 輸出10,057億円 (3.3) 輸入 4,408億円 (12.5)	5月 輸出8,771億円 (7.8) 輸入 4,462億円 (15.5)	6月 輸出9,698億円 (2.2) 輸入3,770億円 (0.1)
電力需要実績 (中部電力)	4月 9,674百万KWH (△2.5)	5月 9,142百万KWH (0.5)	6月 9,535百万KWH (0.8)
貸出約定金利 (日銀名古屋支管内・地元 10行平均)	4月 短期 1.419% (△0.277) 長期 1.913% (0.163)	5月 短期 1.701% (0.282) 長期 1.780% (△0.133)	6月 短期 1.744% (0.043) 長期 1.754% (△0.026)

倒産件数2000年度=1,408件 (+35件) 負債総額575,600百万円 (101.6)
 工作機械1-12月=326,567百万円 (16.1) 3年ぶりに増加 電力需要2000年度 123,037百万KWH (2.5)
 貿易2001年1-6月 輸出56,987億円 (5.9) 輸入25,141億円 (9.3)
 《「中部経済新聞」より》 *約定金利は新規ベース △はマイナス

お尋ねにお答えします。

「潜在的な失業者を含めると10.4%」の根拠は

幾人かの会員の方から、「しんぶん赤旗」(9月7日)を読んだら、「志位さんが語る」のなかで、失業率が5%に達したことにふれながら、「きょう(5日)も内閣府の数字がでていましたが、……潜在的な失業者を含めると10.4%という数字がでていました。十人に一人が職を失っているという事態というのは、ほんとうに日本社会にとって深刻だと思います。」と書かれているが、その数字の根拠が知りたい、という問い合わせでした。

そこで、さっそく日本労働研究機構のメールマガジン『J I L 労働情報』(No.142、9月5日)の配信を調べていったら、内閣府の「今週の指標No.282 求職意欲喪失者を含めた失業率」がありました。志位さんの引用もこれのようですので、その内容を紹介いたします。

求職意欲喪失者を含めた失業率

<ポイント>

1. 7月の完全失業率は(図1のC/D)は、調査開始以来初めて5%台となった。一般的に、雇用情勢が悪化すると、仕事を探すことをあきらめ、非労働力人口になる者が増加するが、こうした者は定義上失業者には含まれない。
2. 非労働力人口のうち就業希望者で、非求職理由を「適当な仕事がありそうにない」とする者のうち、いま仕事があれば「すぐつける」者(ここでは「求職意欲喪失者」という)を、完全失業者に加えた失業率(図1の(A+C)/(A+D))は、2001年2月末時点で、6.6%となる(図2)。
3. 非労働力人口のうち就業希望者で、非求職理由を「適当な仕事がありそうにない」とする者を、完全失業者に加えた失業率(図1の(B+C)/(B+D))は、2001年2月末時点で、10.4%となる。
4. このように定義を変えればいろいろな失業率がありうるが、失業者についてはILOが国際基準を設定しており、各国と同様、日本もその基準に準拠し定義している。

以上のコメントが書かれていて、右頁の(図. 1) (図. 2)が紹介されていた。

なお、研究所が刊行した『労働と生活 2001年版』(29頁)で、「実質的な失業率は10%以上か—愛知の「失業者」数の実際」も、ほぼ同様な考え方で、推計していますので、ぜひご参照下さい。

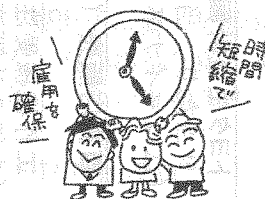
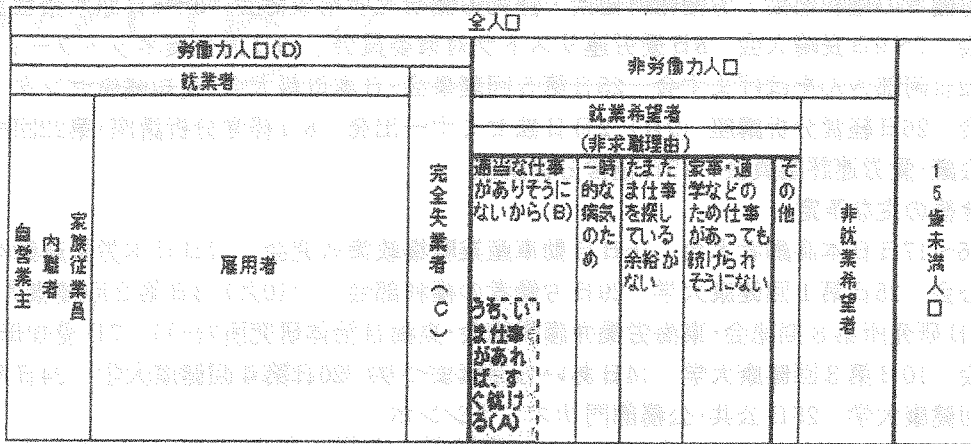


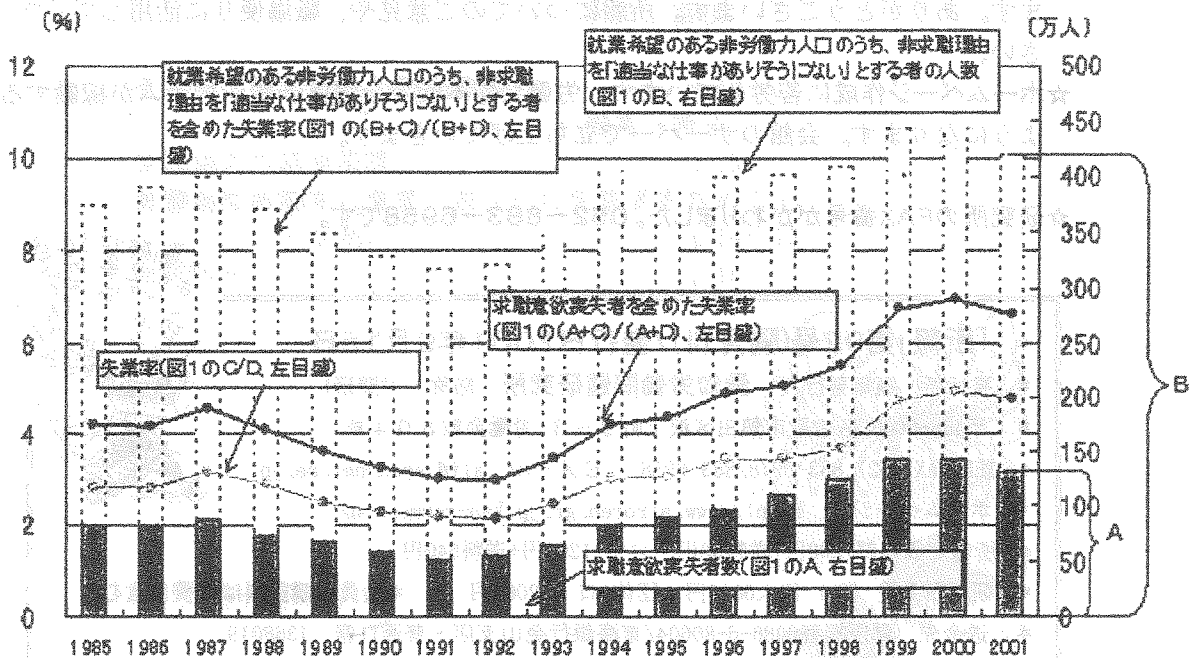
図1 概念図



(備考) 1. 総務省「労働力調査特別調査」より作成。グラフの各要素の長さ等は実際の人数とは無関係。

2. 完全失業者とは、①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった、②仕事があればすぐつくことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた過去の求職活動の結果を待っている者を含む)の3条件を満たす者。

図2 求職意欲喪失者を含めた失業率の推移



(備考) 総務省「労働力調査特別調査」より作成。数値は、各年2月末の原数値。

(年)

☆2001年7月15日以降の主な活動日誌

7月) 17日経営分析部会実行委員会 29日参院選投票 (8月) 4日第21回所員会議
労働者の権利部会・労働総研総会・静岡労働研究所結成総会 3~6日原水禁世界大
会 7~9日長崎大会 8日愛労連リストラ対策委員会 19日大企業ネットワーク
22日阿部さんをはげます会 25日第5回理事会・日本母親大会・愛知健康センター総
会 26日経営分析講座 (9月) 2日日独セミナー出発 8日経営分析講座・第22回所員
会議・愛労連評議員会 15日経営分析講座

☆今後の主な予定

16～17日日本高齢者大会 16日自動車産業職場政策研究会 17日日本労働運動を読む会 25日第1回健康大学 29日労働者の権利部会 〈10月〉3日第2回健康大学 6日研究所第8期総会・東海労働弁護団総会・東海自治体研究所フォーラム 7日愛知母親大会 10日第3回健康大学 14日あいち赤旗まつり 20日第4回健康大学 24日第5回健康大学 25日公共・公務部門リストラシンポ

☆愛知労働問題研究所第8期総会開催について

10月6日(土)13:00~17:00 労働会館2階第1~第3会議室です。
記念講演は「スウェーデンと日本の労働組合はどこが違うのか」(仮題)15:30~
講師は猿田正機中京大学教授・当研究所所長です。会員外の方も参加自由です
ご期待下さい。

☆要望にこたえて、返信用ハガキを再開しました。みなさんからのご便りは励みになります。ありがとうございます。所報についてのご意見や、職場便りに活用してください。

☆ホームページ作成に苦勞しています。労働会館本館で会議室予約システムが稼働するようになります。会館のサーバーで立ち上げていきます。

☆研究所のFAX番号がかわりました。052-883-6958です。

* 「所報」第92号(隔月刊)/発行日2001年9月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労間研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978/883-6958 Eメール ali@japan-net.ne.jp

* ホームページ <http://www.airoren.gr.jp/kan-roumonken/>

* 所報定価(1部)200円+送料90円 (1年)1200円+送料540円

* 研究所会費（年）個人6000円 団体1日・12000円

* 送金先 郵便振替0086-6-80604/東海銀行金山支店・普通口座 1368019

*** お願い:会費の納入についてご協力下さい**

